

別紙1

令和2年度分一人当たり保険税額の算定結果（平成31年度分算定との比較）

《医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合算》

（単位：円）

市町村名	平成31年度分算定 ①	令和2年度分算定 ②	比較	
			金額の差 ③=②-①	増減率 ④=③÷①
大分市	135,750	130,405	▲ 5,345	▲3.94%
別府市	116,304	106,044	▲ 10,260	▲8.82%
中津市	123,916	118,107	▲ 5,809	▲4.69%
日田市	138,253	134,013	▲ 4,240	▲3.07%
佐伯市	133,500	129,368	▲ 4,132	▲3.10%
臼杵市	127,098	117,774	▲ 9,324	▲7.34%
津久見市	114,102	111,844	▲ 2,258	▲1.98%
竹田市	155,798	143,099	▲ 12,699	▲8.15%
豊後高田市	126,628	122,478	▲ 4,150	▲3.28%
杵築市	133,735	129,455	▲ 4,280	▲3.20%
宇佐市	124,528	118,531	▲ 5,997	▲4.82%
姫島村	100,569	95,941	▲ 4,628	▲4.60%
日出町	129,154	126,017	▲ 3,137	▲2.43%
九重町	137,025	137,193	168	0.12%
玖珠町	138,047	132,829	▲ 5,218	▲3.78%
豊後大野市	126,283	123,469	▲ 2,814	▲2.23%
由布市	138,838	134,138	▲ 4,700	▲3.39%
国東市	120,088	117,134	▲ 2,954	▲2.46%
県平均	130,983	125,330	▲ 5,653	▲4.32%

注1 国が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」に基づき算定。

2 一人当たり保険税額は、市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除いた額(本来の保険税額)であり、法定外一般会計繰入等を行った場合、実際の保険税額は一般的にこの金額より低くなる。

令和2年度分標準保険料率の算定結果

【留意事項】

この算定結果は、国が示した確定係数に基づき令和2年度分を算定したものの。

市町村名	令和2年度分標準保険料率(3方式)								
	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
大分市	9.61	27,907	19,346	3.14	9,097	6,306	3.16	11,246	5,617
別府市	8.03	23,312	16,161	3.25	9,402	6,518	3.17	11,283	5,635
中津市	8.73	25,340	17,567	3.15	9,129	6,329	3.11	11,068	5,528
日田市	9.17	26,631	18,462	3.10	8,979	6,225	2.99	10,640	5,314
佐伯市	8.85	25,712	17,825	3.20	9,264	6,422	3.11	11,047	5,517
臼杵市	8.35	24,243	16,806	3.21	9,296	6,444	3.21	11,432	5,709
津久見市	8.95	26,003	18,026	3.11	9,017	6,251	2.36	8,385	4,188
竹田市	8.87	25,744	17,847	3.07	8,877	6,154	3.05	10,851	5,419
豊後高田市	8.65	25,131	17,422	3.16	9,141	6,337	3.00	10,676	5,332
杵築市	10.02	29,101	20,174	3.11	9,011	6,247	3.15	11,201	5,594
宇佐市	8.64	25,098	17,399	3.09	8,944	6,200	3.05	10,830	5,409
姫島村	6.33	18,376	12,739	3.12	9,022	6,255	2.86	10,173	5,081
日出町	9.43	27,374	18,977	3.03	8,770	6,080	2.89	10,275	5,132
九重町	9.17	26,615	18,451	2.91	8,431	5,844	2.77	9,851	4,920
玖珠町	9.25	26,847	18,612	3.07	8,886	6,160	2.88	10,233	5,111
豊後大野市	9.31	27,040	18,746	3.12	9,046	6,271	3.15	11,206	5,597
由布市	10.09	29,290	20,306	3.16	9,164	6,353	3.17	11,287	5,637
国東市	8.40	24,387	16,906	3.10	8,970	6,218	3.06	10,872	5,430

注1 国が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」により県が算定したもので、この保険料率により計算した一人当たり保険税額が別紙1の「令和2年度分算定②」の額となる。

2 市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除いている。

3 令和2年度分保険税率は、県が算定する標準保険料率を参考に各市町村が決定する。

4 3方式とは、所得割(世帯に属する被保険者の所得に応じて)、均等割(被保険者一人当たり)、平等割(一世帯当たり)によって、世帯の国保保険税額を算定する方法。